

鹿児島県における安定ヨウ素剤の配布等について

P A Z 圏内

1 原子力災害対策指針（抜粋）

原子力災害対策重点区域のうち P A Z においては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、以下の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。

- ・ 地方公共団体は、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、予防効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、禁忌者やアレルギーを有する者に生じ得る健康被害、副作用、過剰服用による影響等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。

2 県における取組

原子力災害対策指針を踏まえて、住民への安定ヨウ素剤の事前配布等を実施している。

(1) 平成26年度

〈事前配布〉

- 対象者：3歳以上の住民（丸剤のみ配布のため）
- 説明会：16回開催（問診まで）
- 配布会：8回開催
- 配布率：69.0%

〈事前配備〉

- 医療機関（1病院）・福祉施設（6施設）に合計1,700丸を配備

(2) 平成27年度

〈事前配布〉

- 対象者：事前配布を受けていない3歳以上の住民
- 説明・配布会：2回開催
- 配布率：74.1%

(3) 平成28年度

〈事前配布〉

- 対象者：
 - ・ 事前配布を受けていない3歳以上の住民
 - ・ これまで事前配布を受けた3歳以上の住民
- ※ 平成26年度から平成27年度までに配布した安定ヨウ素剤が使用期限（平成29年1月末）を迎えるための更新配布

- ・ 3歳未満の住民
 - ※ 内服ゼリー剤の発売に伴い11月から配布
 - 説明・配布会：8回開催（更新配布を含む）
 - 配布率：62.6%

(4) 平成29年度

〈事前配布〉

- 説明・配布会：3回開催予定（第1回目：6月16, 18日）

〈事前配備（予定）〉

- 小・中学校（4校）・保育園（2園）
- 従業員30名以上の希望する事業所

UPZ圏内

1 原子力災害対策指針（抜粋）

UPZにおいては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講じることとなる。そのため、以下の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・ 地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続きを定め、適切な場所に備蓄する。

2 県における取組

原子力災害対策指針を踏まえて、関係市町、保健所等に安定ヨウ素剤を分散して備蓄している。

〈備蓄状況〉

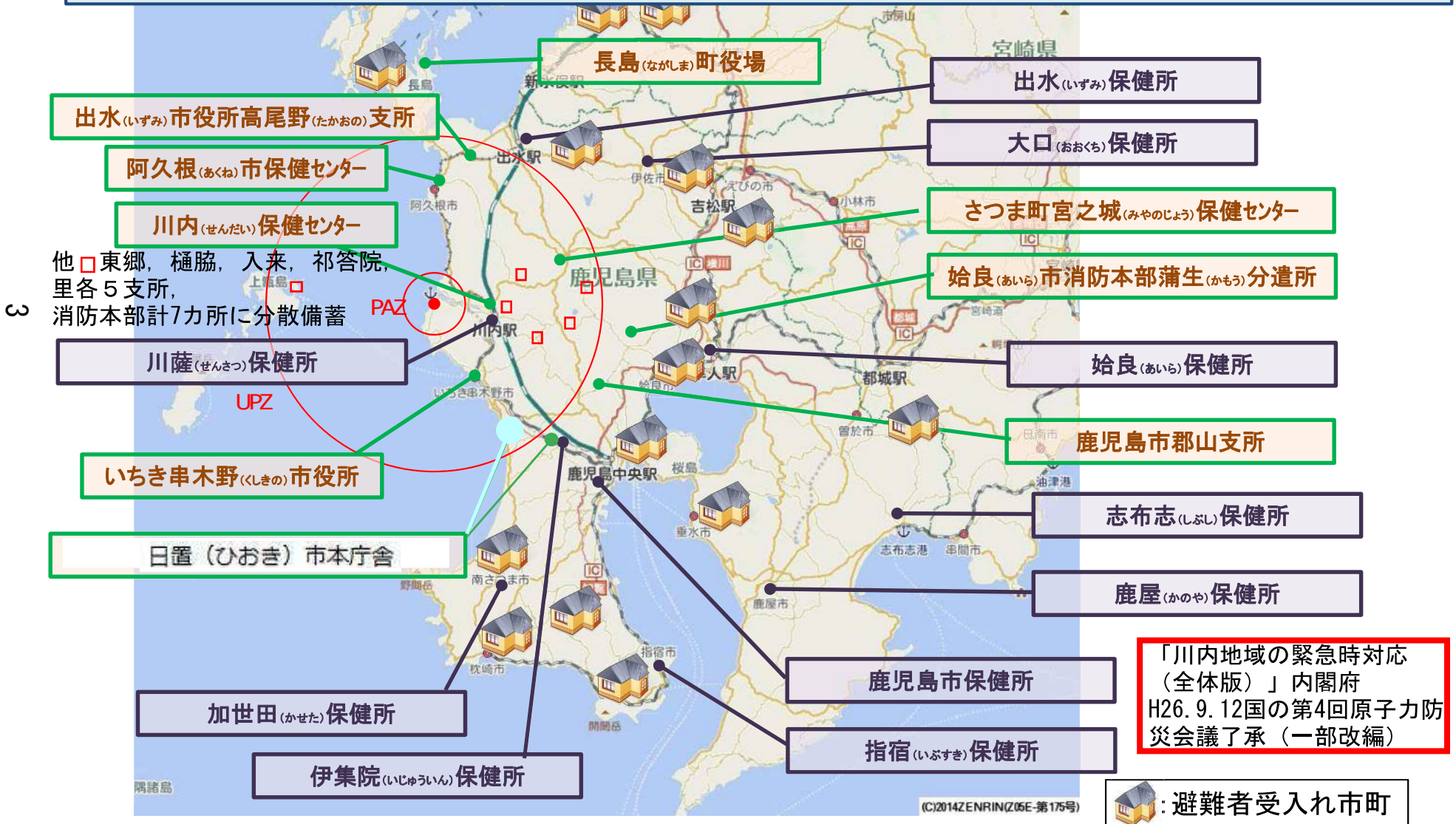
(平成29年6月1日現在)

場 所	丸 剤		内服ゼリー剤		粉 末	
	施設数	数量(丸)	施設数	数量(包)	施設数	数量(g)
関係7市2町	15	457,000	14	10,540	1	100
県本土内保健所等	10	515,930	9	2,940	9	1,900
計	25	972,930	23	13,480	10	2,000

※ 平成28年4月1日現在の30km圏内人口（3歳以上：205,705人，3歳未満：5,084人）

避難住民に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 安定ヨウ素剤の丸剤については、30km圏内の7市2町に対し、3歳以上の人口に基づき、約45万7千丸と本土内にある10カ所の各保健所等に約51万6千丸を分散備蓄しており、県内に合計約97万丸を備蓄。3歳未満用のゼリー剤についても同様に10,540包及び2,940包合わせて13,480包を分散備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より避難先に搬送の上、避難所等で対象住民に順次配布・調剤を実施。



長島(ながしま)町役場

出水(いずみ)保健所

出水(いずみ)市役所高尾野(たかおの)支所

大口(おおくち)保健所

阿久根(あくね)市保健センター

さつま町宮之城(みやのじょう)保健センター

川内(せんたい)保健センター

始良(あいら)市消防本部蒲生(かもう)分遣所

川薩(せんさつ)保健所

始良(あいら)保健所

いちき串木野(くしきの)市役所

鹿児島市郡山支所

日置(ひおき)市本庁舎

志布志(しぶし)保健所

加世田(かせた)保健所

鹿屋(かのや)保健所

伊集院(いじゅういん)保健所

鹿児島市保健所

指宿(いぶすき)保健所

原子力防災訓練における安定ヨウ素剤に係る配布訓練

県においては、平成25年度から原子力防災訓練の一環として、UPZ圏内からの避難住民へ安定ヨウ素剤の配布訓練を実施

〈平成28年度の訓練内容〉

1 安定ヨウ素剤搬送訓練

- 市町に備蓄してある安定ヨウ素剤を避難退域時検査場所へ搬送
- 保健所から避難退域時検査場所へ搬送

2 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

(1) 対象者

- UPZ圏内の避難住民

(2) 配布場所

- 避難退域時検査場所

(3) 配布方法

- バス車内での説明・問診，配布
- 自家用車の窓越しでの説明・問診，配布
- テント内での説明・問診，配布

島根県におけるUPZ圏内に居住する住民に係る取組

1 実施主体
島根県

2 取組内容
UPZ圏内に所在する4市のうち松江市において、同市に居住する住民のうち、一定の要件に該当し、事前配布を希望する者に安定ヨウ素剤を配布

3 事業開始年度
平成28年度

4 配布対象者及び配布方法

〈配布対象者〉

緊急時に下記理由で速やかに安定ヨウ素剤の配布を受けることができない3歳以上の松江市のUPZ圏内居住者

- ・障がいや病気により緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ・高齢者や障がい者等が世帯におり緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ・小さい子供がいるため、緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ・緊急時に受け取る場所（一時集結所）までの距離が遠い
- ・その他

〈配布方法〉

(1) 住民への周知

- 県のホームページへ掲載
- 作成した広報チラシを松江市の広報誌と一緒に市民へ配布

(2) 配布申請書の入手方法

- 県のホームページ
- 公民館等の公共施設

(3) 申請書作成・提出

- 提出方法：県庁へ持参，FAX，電子メール，郵送

(4) 県での申請内容確認

(5) 説明会案内の送付

(6) 説明会参加

- 医師の説明・問診

(7) 配布

- 服用適切者への配布